○国土交通省令第二十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ニ⑴中「第六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に改め、同号ニ⑶中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第一項第二号、第二十三条の四第二項及び第二十七条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第三項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項第二号及び第二十一条第二項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「第七項」を「第四項」に改める。

第三十八条第二項中「認定する適性診断」を「告示で定める適性診断であつて第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とする。

第四十一条の次に次の十条を加える。

（認定の申請）

第四十一条の二　第三十八条第二項の認定は、適性診断を実施しようとする者の申請により行う。

2　第三十八条第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　適性診断に係る業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三　適性診断の種類

四　その他国土交通大臣が告示で定める事項

3　前項の申請書には、適性診断に係る業務を行おうとする職員、適性診断の実施の方法その他の事項についての適性診断の実施に関する計画（次条第一項及び第四十一条の四において「適性診断の実施計画」という。）その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

（認定の基準等）

第四十一条の三　国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　適性診断の実施計画が適性診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　適性診断の実施計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

2　国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第二項の認定をしてはならない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　適性診断に係る業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者

（適性診断の実施に係る義務）

第四十一条の四　第三十八条第二項の認定を受けた適性診断を実施する者（次条から第四十一条の十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第三十八条第二項の認定に係る適性診断の実施計画に従い、適性診断を実施しなければならない。

（変更の認定等）

第四十一条の五　適性診断の実施者は、第四十一条の二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2　前項の変更の認定を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書に国土交通大臣が告示で定める書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

3　第四十一条の三の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4　適性診断の実施者は、第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項について変更しようとするとき又は第一項ただし書の軽微な事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（適性診断に係る業務の廃止）

第四十一条の六　適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（適合命令）

第四十一条の七　国土交通大臣は、適性診断の実施者が第四十一条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その適性診断の実施者に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の八　国土交通大臣は、適性診断の実施者が第四十一条の四の規定に違反していると認めるときは、その適性診断の実施者に対し、同条の規定による適性診断に係る業務を行うべきこと又は適性診断の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第四十一条の九　国土交通大臣は、適性診断の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消し、又は期間を定めて適性診断に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十一条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第四十一条の五第一項又は第四項の規定に違反したとき。

三　前二条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第三十八条第二項の認定を受けたとき。

（報告の徴収）

第四十一条の十　国土交通大臣は、適性診断に係る業務の適正かつ確実な実施のため必要な限度において、適性診断の実施者に対し、適性診断に係る業務又は経理の状況に関し報告させることができる。